木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱の解説 【改訂版】

平成22年4月 木更津市都市部都市政策課

平成24年4月 改訂 平成25年2月 改訂 木更津市企画部企画課

平成27年4月 改定 令和5年12月 改定 木更津市市民部市民活動支援課 木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、木更津市協働のまちづくり条例(平成21年木更津市条例第23号。以下「まちづくり条例」という。)第10条第1号の定めるところにより、市民等が主体となった活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則(昭和45年木更津市規則第21号)及びこの要綱に基づき、支援金を交付する。

【趣旨】

本条は、交付要綱の趣旨を表し、支援金の交付に関する基準・手続き等について規定したものです。

【解説】

この要綱は、木更津市協働のまちづくり条例(平成21年木更津市条例第23号)第10条第 1号に規定する、市民等が主体となった協働のまちづくり活動に対する助成の実施について定め るとともに、予算の範囲内で支援金を交付することとしています。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 対象団体 支援金の交付の対象となる団体をいう。
 - (2) 対象事業 支援金の交付の対象となるまちづくり活動をいう。
 - (3) 対象経費 支援金の交付の対象となる経費をいう。
 - (4) 対象期間 支援金の交付の対象となる期間をいう。
 - (5) 選考会 対象事業の選考を行うため開催する木更津市協働のまちづくり活動支援金交付 事業選考会をいう。
 - (6) 支援決定団体 支援金の交付を決定した団体をいう。
 - (7) 支援金交付団体 支援金の交付を受けた団体をいう。

【趣旨】

本条は、この要綱の中で用いる用語の意味を定めたものです。

(対象団体)

- 第3条 対象団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 構成員が3人以上であり、かつ、過半数が市内に住所若しくは居所を有する者、市内に 通勤若しくは通学をする者であること。
 - (2) 代表者が年齢18歳以上であり、かつ、市内に住所若しくは居所を有する者、市内に通勤若しくは通学をする者であること。
 - (3) 団体の組織及び運営等に関する会則、規約等を定めていること。
 - (4) 市内に事務所を有し、主に市内において活動していること。
 - (5) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
 - (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
 - (7) 政治的活動又は宗教的活動をしていないこと。

【趣旨】

本条は、この支援金の交付の対象となる団体について規定したものです。

【解説】

対象団体については、まちづくり活動を責任もって遂行してもらうことが必要なため、構成人数・代表者の年齢等の制限を設けるとともに、継続的に活動を実施することに期待することから、 まちづくり活動団体の目的・組織等を明確にする規約の制定を要件としています。

(対象事業)

- 第4条 対象事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 福祉、環境、教育、文化、スポーツ、青少年育成、その他の分野で、公益性のあるもの
 - (2) 市内において実施するもの
 - (3) 本市の市民が主たる対象となるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの
 - (5) 支援金の交付を受けようとする団体を構成する者のみを対象としないもの
 - (6) 支援金の交付を受けようとする年度に国、県又は市から別に補助等を受けていないもの

【趣旨】

本条は、この支援金の交付の対象となる事業について規定したものです。

【解説】

支援金の交付の対象となる事業については、市民等が主体となって自主的・自発的に行う公益 性のある事業となり、個人や特定の団体のみの利益になる事業は対象となりません。

また、国・県又は市から別に補助等を受けている事業や、政治活動・宗教活動・営利活動(活動により収入を得た場合に、その収益を構成員に分配するものをいいます。)を目的とするものは対象となりません。

なお、平成24年度に支援対象分野の拡大を行いました。

(対象経費)

第5条 対象経費は、対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、対象 経費から除くものとする。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 構成員のための食糧費に相当する経費
- (3) 事業遂行に必要と認められない備品の購入費
- (4) その他市長が対象経費とすることが適当でないと認める経費
- 2 次条に規定する対象期間前の準備行為で、市長が特に必要と認める経費については、対象経費とすることができる。

【趣旨】

本条は、支援金の対象となる経費を規定したものです。

【解説】

支援金の対象となる経費は、事業を遂行するために必要なものとします。

また、支援金の交付が決定された事業に対する準備行為(イベント等の実施に係る周知のために作成したポスターやチラシの印刷費等)は、次条に規定する対象期間前でも対象経費となる場合があります。

〇対象経費(対象事業に要する経費)

費目	内容
北 /党弗	・外部講師への謝礼、記念品
報償費	・専門的技能等を有する外部協力者への謝礼、記念品
旅費	・外部講師の旅費、交通費

消耗品費	・事務用品、用紙代
燃料費	・草刈機の燃料代
印刷製本費	・ポスター、チラシ等の作成に要する印刷費
通信運搬費	・切手代、はがき代、運送代
保険料	・傷害保険料、賠償責任保険料(ボランティア保険)
	・会場の借上げ料
使用料・賃借料	・音響、映像機材、器具、機器等の賃借料
	・車両のレンタル代
原材料費	・材木、種苗
冰竹科貝	・加工用の食材、工事用の原材料

〇対象外経費

- 領収書、レシートがないもの
- ・構成員の所有する物品等の借用に対する謝礼、使用料
- ・イベント、大会等の参加者に対しての参加賞、記念品、賞品、賞金
- ・団体の運営経費(家賃、人件費、光熱水費)
- ・構成員のための食糧費に相当する経費
- ・事業遂行に必要と認められない備品の購入費

(対象期間)

第6条 対象期間は、支援金の交付を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

【趣旨】

本条は、支援金の交付の対象となる事業の実施期間について規定したものです。

(支援金の額)

第7条 支援金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とし、かつ、 50万円を限度とする。

【趣旨】

本条は、支援金の額について規定したものです。

【解説】

支援金の上限額については、平成24年度に支援対象分野を拡大したことにより、30万円から50万円に増額しました。

(支援金の交付回数)

第8条 支援金の交付は、一団体につき年1回とし、交付を受けられる回数は、同一の対象事業 につき通算3回までとする。

【趣旨】

本条は、支援金の交付の回数について規定したものです。

【解説】

支援金の交付は、同一事業については3回までとします。連続・隔年は問いません。

この支援金は、市民活動を応援するもので、本事業の活用を通じて広く市民等に賛同してもらい、団体の活動基盤等を強化するきっかけになればと考えているため、交付の回数の限度を定めています。

平成24年度に支援対象分野を拡大し、制度が新しくなりましたが、従来の支援金もリセット せず、継続として年数をカウントします。

(事業の募集)

第9条 市長は、事業の募集をするときは、募集要項を定めて公表するものとする。

【趣旨】

本条は、募集要項を定めて公表することについて規定したものです。

(事業の申込み)

- 第10条 前条の募集に応じて、申込みをしようとする団体は、前条の募集要項で指定する期間内に、木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画申込書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画提案書(別記第2号様式)
 - (2) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支予算書(別記第3号様式)

- (3) 団体の組織及び運営等に関する会則、規約等
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

【趣旨】

本条は、事業の申込みの手続きについて規定したものです。

【解説】

事業の申込みは、企画提案書、収支予算書、会則・規約等、構成員名簿、事業の説明に必要な 資料等を添えて提出することを定めています。これらの書類を事前に審査し、企画提案書及び収 支予算書を選考会の資料として使用しますので、実施する事業の内容やスケジュール等を具体的 に記入するとともに、予算の正確性に留意して作成してください。

(選考会)

- 第11条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、まちづくり条例第8条第2項の規定 による市民等の多様な意見をまちづくりに反映させるため、選考会を開催するものとする。
- 2 選考会は、次に掲げる20人以内の委員をもって構成する。
 - (1) 公募による者
 - (2) 各種団体の推薦による者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者
- 3 事業の申込みをした団体は、選考会において提案した事業の内容を説明しなければならない。
- 4 選考会における選考の基準及び方法は、市長が別に定める。
- 5 選考会は、原則として公開する。
- 6 選考会の庶務は、市民部市民活動支援課において処理する。

【趣旨】

本条は、市民等が参加する選考会を開催し、その選考会において団体が申込みをした事業のプレゼンテーションを実施することについて規定したものです。

【解説】

選考会は、木更津市協働のまちづくり条例第8条第2項の規定により、市民の意見を反映させるため、公募や各種団体から推薦された市民等が出席し、団体が申込みを行った事業のプレゼンテーションに対し、市民の目線で率直に質問する場です。

なお、選考会は開かれた市政運営の観点から、公開で行われますので、会場へは一般の方の入場も可能です。

(事業の採択の決定又は不採択の決定)

- 第12条 市長は、選考会からの選考結果を参考とし、事業の採択又は不採択の決定をするものと する。
- 2 市長は、事業を採択する旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援事業採 択決定通知書(別記第4号様式)により、事業を採択する決定をした団体に通知するものとす る。
- 3 市長は、事業を採択しない旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援事業 不採択決定通知書(別記第5号様式)により、事業を採択しない決定をした団体に通知するも のとする。

【趣旨】

本条は、事業の採択又は不採択の決定の手続きについて規定したものです。

【解説】

市長は、選考会の結果を参考に事業の採択又は不採択の決定をします。

(交付の申請)

第13条 前条第2項の規定による通知を受け、支援金の交付を受けようとする団体は、市長が別に定める期日までに、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付申請書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、支援金の交付申請の手続きについて規定したものです。

【解説】

事業の採択通知を受けた団体が、支援金の交付申請をしようとする場合は、交付申請書を提出します。

(支援金の交付の決定又は不交付の決定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書の内容が、第12条の規定により採択し

た事業の内容と同一であることを審査し、支援金の交付又は不交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、支援金を交付する旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付決定通知書(別記第7号様式)により、交付額その他必要な事項を、支援決定団体に通知するものとする。
- 3 市長は、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援金 不交付決定通知書(別記第8号様式)により、支援金を交付しない決定をした団体に通知する ものとする。

【趣旨】

本条は、支援金の交付又は不交付の決定の手続きについて規定したものです。

【解説】

市長は、支援金の交付又は不交付の決定をします。

(支援金の概算払)

- 第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、支援決定団体に概算払により交付することができる。
- 2 支援決定団体は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、木更津市協働の まちづくり活動支援金概算払請求書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、支援金の概算払に関する手続きについて規定したものです。

【解説】

支援決定団体は、市長が特に必要があると認めるとき(事業実施の初期投資等)は、概算払により、支援金の請求をすることができます。

(対象事業の変更)

- 第16条 支援決定団体は、支援金の交付の決定の通知を受けた対象事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長に対し木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認申請書(別記第10号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査したうえ、その可否を決定するものとする。この場合において、市長が必要があると認めたときは、選考会の意見を聴くことが

できる。

3 市長は、支援金の交付の決定の通知をした対象事業の内容の変更について、承認するときは 木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認通知書(別記第11号様式)を、承認しない ときは木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更不承認通知書(別記第12号様式)を支援 決定団体に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、交付の決定を受けた事業の内容を変更する場合の手続きについて規定したものです。

【解説】

支援決定団体は、交付の決定を受けた事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書を提出し、 市長の承認を受けなければなりません。変更承認を受けないで事業内容を変更した場合は、支援 金の交付が受けられなくなる場合があります。

(対象事業の中止)

第17条 支援決定団体が、支援金の交付の決定の通知を受けた対象事業を中止しようとするときは、速やかに市長に対し木更津市協働のまちづくり活動支援事業中止届(別記第13号様式)を 提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、交付の決定を受けた事業を中止する場合の手続きについて規定したものです。

【解説】

支援決定団体は、交付の決定を受けた事業を中止する場合は、中止届を提出しなければなりません。

(実績報告)

- 第18条 支援決定団体は、対象事業が完了したときは、速やかに、木更津市協働のまちづくり活動支援事業実績報告書(別記第14号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支決算書(別記第15号様式)
 - (2) 収入及び支出を証する書類又はその写し
 - (3) 活動状況を記したパンフレット、写真等の記録

2 対象事業の実施に伴い、入場料、寄附金等の収入により総収入額が総支出額を超える場合は、 その超える額(千円未満切り捨て)を支援金の額から控除するものとする。

【趣旨】

本条は、交付の決定を受けた事業が完了した場合の手続きについて規定したものです。

【解説】

支援決定団体は、交付の決定を受けた事業が完了した場合は、収支決算書・収入及び支出を証する書類・活動状況が確認できる資料を添付し、速やかに実績報告書を提出しなければなりません。

なお、領収書等経費の支出を証する書類の添付がない場合は、交付額が減額となります。

また、第2項の規定は、対象事業の実施により得た入場料・寄附金等の総収入額が対象事業の 総支出額を超えた場合は、その超えた額を支援金の額から控除(減額)するというものです。こ の場合の総収入額は、団体の総収入額ではなく、対象事業の実施にかかるものです。

(支援金の額の確定)

第19条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、支援金の 額を確定し木更津市協働のまちづくり活動支援金交付額確定通知書(別記第16号様式)により、 支援決定団体に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、支援金の額の確定の手続きについて規定したものです。

【解説】

市長は、提出された実績報告書の内容を審査し、不備がない場合は支援金の額を確定し、支援 決定団体に通知します。この場合、実績報告書の内容に不備がある場合は、交付額が減額される 場合があります。

(支援金の請求)

第20条 支援決定団体が、対象事業が完了し支援金の交付を受けようとするときは、木更津市協 働のまちづくり活動支援金交付請求書(別記第17号様式)を市長に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、支援金の請求の手続きについて規定したものです。

【解説】

支援決定団体は、支援金の額の確定通知を受け、支援金の交付を受けようとする場合は、交付請求書を提出します。

(アクアコインでの交付等)

- 第21条 支援決定団体は、第15条又は前条の規定により支援金の交付を受けようとするときは、 電子地域通貨アクアコインにより受けることができるものとする。
- 2 電子地域通貨アクアコインによる交付に係る金融機関への送金手数料は、市が負担するもの とする。
- 3 支援決定団体は、電子地域通貨アクアコインで交付を受けた支援金の精算又は返還を行う場合は、現金で行わなければならない。

【趣旨】

本条は、アクアコインによる支援金の交付について規定したものです。

【解説】

支援決定団体は、支援金の交付を受けようとするとき、電子地域通貨アクアコインにより交付を受けることができます。

なお、電子地域通貨アクアコインで交付を受けた支援金の精算又は返還を行う場合は、現金で 行わなければなりません。

(交付決定の取消し)

- 第22条 市長は、支援決定団体又は支援金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
 - (1) 第17条の規定による中止届を提出したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
 - (3) 対象経費以外に支援金を使用したとき。
- 2 前項の規定は、支援金の額の確定があった後においても適用するものとする。

【趣旨】

本条は、交付決定の取り消しについて規定したものです。

【解説】

市長は、支援決定団体又は支援金交付団体が事業を中止した場合、虚偽の申請等不正な手段により支援金の交付を受けた場合又は対象経費以外に支援金を使用した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。

(支援金の返還)

- 第23条 市長は、支援金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。
 - (1) 前条の規定に該当するとき。
 - (2) 支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているとき。
- 2 市長は、前項の規定により既に交付した支援金の全部又は一部を返還させようとするときは、 木更津市協働のまちづくり活動支援金返還請求通知書(別記第18号様式)により、支援金交付 団体に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、支援金の返還について規定したものです。

【解説】

市長は、前条の規定に該当した場合又は支援金の額を確定した際に既に確定額より多く支援金が交付されている場合(概算払)には、支援金の全部又は一部の返還を命じます。

(情報の公表)

第24条 市長は、毎年、支援事業の実施状況及び実績を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、支援事業に関する情報を公表することについて規定したものです。

【解説】

市長は、市民の協働のまちづくりへの関心が高まるよう、支援事業の実施内容や実績を積極的に公表します。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、委任規定です。

【解説】

支援金の交付に関し、必要な支援事業の選考の基準・方法及び選考委員の決定等に関する規定は、別途定めます。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(木更津市中心市街地まちづくり活動支援金交付要綱の廃止)

2 木更津市中心市街地まちづくり活動支援金交付要綱(平成19年木更津市告示第141号)は、 廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によってした支援金の交付の決定、手続その他の行為 は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

【解説】

附則では、要綱の施行期日を定めています。

また、本要綱の施行により、従前の交付要綱「木更津市中心市街地まちづくり活動支援金交付要綱」を廃止するものです。

なお、本要綱は公示の日から施行されることに伴い、旧要綱の規定によってなされた支援金の 交付の決定・手続き等の行為は、本要綱の規定によってなされたものとみなします。

従って、本要綱第7条に規定する支援金の交付回数の制限の適用等は、旧要綱の規定によりなされた支援金の交付の決定等についても、本要綱の規定でなされたものとみなされます。

附 則(平成22年3月24日告示第61号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日告示第76号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱の規定に 基づき交付の決定がされた支援金については、なお従前の例による。

【解説】

附則では、要綱の施行期日を定めています。

なお、本要綱は公示の日から施行されることに伴い、改正前の規定によってなされた支援金の 交付の決定・手続き等の行為は、本要綱の規定によってなされたものとみなします。

従って、本要綱第8条に規定する支援金の交付回数の制限の適用等は、旧要綱の規定によりなされた支援金の交付の決定等についても、本要綱の規定でなされたものとみなされます。

附 則(平成25年1月22日告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱の規定に 基づき交付の決定がされた支援金については、なお従前の例による。

【解説】

附則では、要綱の施行期日を定めています。

なお、本要綱の公示の日から施行されることに伴い、改正前の規定によってなされた支援金の 交付の決定・手続き等の行為は、本要綱の規定によってなされたものとみなします。

従って、本要綱第8条の規定する支援金の交付回数の制限の適用等は、旧要綱の規定によりなされた支援金の交付の決定等についても、本要綱の規定でなされたものとみなされます。

附 則 (平成27年5月25日告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月6日告示第350号)

この告示は、公布の日から施行する。

事業の申込みをしようとする場合は、事前面談を実施したうえで、企画提案書(第2号様式)、収 支予算書(第3号様式)、会則・規約、名簿を添えて提出してください。

知工力隊科(知工U末)

木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画申込書

年 月 日

木更津市長様

今後の提出書類には、この様式に記載した 団体名、所在地、連絡先、代表者氏名、事 業名称を記入し、同じ印鑑を押印してくだ さい。 フリガナ

印

年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業として採択を受けたいので、下記のとおり企画を申し込みます。

記

1 事業名称

2 添付書類

- (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画提案書(別記第2号様式)
- (2) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 団体の組織及び運営等に関する会則、規約等
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式(第10条第1号)

木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画提案書

事業名称	
事未 有你	
団体名(構成人数)	
	(名)
事業の内容	事業の取り組み内容を具体的に記入してください。 審査基準:「公益性・実現性」
事業の必要性と目的	この事業を実施するに至った背景や経緯、この事業を何のために行うのか、取り組み目標や成果・効果等を踏まえて記入してください。 審査基準:「公益性」
スケジュール	準備等も含めて、いつ、どこで、誰を対象にして、どのような方法で行うのか、詳細に記入してください。 審査基準:「実現性」

事業の特色	特徴的な点や工夫している点等、PRできることを記入してください。 審査基準:「独創性」
来年度以降の事業	
展開予定	支援金の交付(3回)が終了した後の状況を踏まえ、来年度
	以降、事業をどのように継続・発展させていくのかを記入し
	てください。
	審査基準:「発展性・自立性」
過去の活動実績	団体が過去に行ってきた主な活動を記入してください。
	他からの補助等の有無について、☑してください。提案
補助等の有無	□ 有 事業に対して、補助等を受けている場合は、申込みでき
(国、県又は市から	□ 無 ない場合があります。
の補助等の交付)	
担当者の連絡先	住 所 市からの連絡・郵便物の送付は、こちらに記載された
	氏名 連絡先に行います。代表者以外でも構いませんが、連
	連絡先 絡先には日中連絡のとれる携帯番号・メールアドレス
	も記入してください。

申込みする事業について、予算の正確性に留意して記入してください。

第3号様式(第10条第2号)

木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支予算書

1 収入の部

収入の部 協働のまちづくり活動支援金は、支出における対象経費の3分の2以内の額(千円未満切り捨て)と記入してください。

項目	金額	備考
協働のまちづくり活動支援金	000, 000 A	
参加料、入場料	00,000	
寄附金	00,000	
自己資金	00,000	
合計	000, 000 A	

2 支出の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
報償費(外部講師謝礼)	000,000	
消耗品費(用紙・インク代)	00,000	単価・個数等、わかる範囲
印刷製本費(ポスター・チラシ印刷)	000,000	で記入してください。 書き
通信運搬費(切手代)	00,000	きれない場合は、別紙とす
使用料・賃借料(○○使用料)	00,000	ることも可能です。
原材料費(○○代)	00,000	
合計	000, 000 A	

第4号様式(第12条第2項)

 第
 号

 年
 月

 日

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市長

木更津市協働のまちづくり活動支援事業採択決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった企画については、下記のとおり 年度木 更津市協働のまちづくり活動支援事業として採択を決定したので通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 採択金額 円
- 3 その他

第5号様式(第12条第3項)

 第
 号

 年
 月

 日

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市長

木更津市協働のまちづくり活動支援事業不採択決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった企画については、下記のとおり 年度木 更津市協働のまちづくり活動支援事業として採択しないことを決定したので通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 不採択の理由

採択決定通知書(第4号様式)を受けとった後に、速やかに提出してください。

笙	6	号様式	(笙1	3 冬
σ	v	クルメン	(2D T	\cup \wedge

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付申請書

年 月 日

木更津市長様

フリガナ

団 体 名

所 在 地

連絡先

代表者氏名

印

年 月 日付けで採択の決定の通知を受けた 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名称
- 2 申請金額

円

木更津市指令第 号

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付決定額 円
- 3 その他

年 月 日

木更津市長

第8号様式(第14条第3項)

木更津市指令第 号

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付しない理由

年 月 日

木更津市長

交付決定通知書(第7号様式)を受け取った後に、必要があれば提出してください。

第9号様式(第15条第2項)

木更津市協働のまちづくり活動支援金概算払請求書

年 月 日

木更津市長様

フリガナ

団 体 名

所 在 地

連絡先

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払請求額 円
- 4 振込指定口座

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	店名	本店 支店 支所 出張所	
預 金 種 別	普通・当座			
口座番号				
フリガナ	振込みは団体名義の口座に	行います。	口座名義が代表者以外の場合	計し、委任
口座名義人	状を添付してください。			

交付決定を受けた事業を変更する場合は、速やかに提出してください。

第10号様式(第16条第1項)

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認申請書

年 月 日

木更津市長様

フリガナ

団 体 名

所 在 地

連絡先

代表者氏名

印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、事業の内容を変更した いので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

第11号様式(第16条第3項)

木更津市指令第 号

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり 活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付の内容の変更を承認したので通知します。

記

- 1 変更承認後の内容
- 2 変更承認後の交付金額 円
- 3 その他

年 月 日

木更津市長

第12号様式(第16条第3項)

木更津市指令第 号

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更不承認通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり 活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付の内容の変更を承認しないので通知しま す。

記

- 1 交付変更申請の内容
- 2 変更を承認しない理由

年 月 日

木更津市長

交付決定を受けた事業を中止する場合は、速やかに提出してください。

第13号様式(第17条)

木更津市協働のまちづくり活動支援事業中止届

年 月 日

木更津市長様

フリガナ

団 体 名

所 在 地

連絡先

代表者氏名

印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業について、事業を中止したいので、下記のとお り申請します。

記

- 1 事業名称
- 2 中止をする理由
- 3 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

事業が完了した場合は、収支決算書(第15号様式)、収入及び支出を証する書類、活動状況を記した写真等を添えて、速やかに提出してください。

第14万隊以(第10末)

木更津市協働のまちづくり活動支援事業実績報告書

年 月 日

木更津市長様

フリガナ

団 体 名

所 在 地

連絡先

代表者氏名

印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業について、事業が完了したので、下記のとおり 報告します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付決定額及びその精算額交付決定額 精算額

(うち、概算払済額

精算額は、事業に要した対象経費の3分の2以内の額(千円未満切り捨て)を記入してください。概算払を受けた場合、その額を()内に記入してください。

円)

3 事業実施期間

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

- 4 添付書類
 - (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支決算書(別記第15号様式)
 - (2) 収入及び支出を証する書類又はその写し
 - (3) 活動状況を記したパンフレット、写真等の記録

	_
事業の実績	いつ、どこで、誰を対象にして、どのような方法で事業を行ったのか、詳細に記入してください。
事業の成果	事業を実施したことによって、どのような効果があったのか、また、今後予想される効果等を記入してください。

実施した事業について記入してください。

第15号様式(第18条第1号)

木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支決算書

1 収入の部

収入の部 協働のまちづくり活動支援金は、支出における対象経費の3分の2以内の額(千円未満切り捨て)を記入してください。実績報告書(第14号様式)の2 精算額と同額となります。

項目		
協働のまちづくり活動支援金	000, 000	
参加料、入場料	00, 000 A	
寄附金	00, 000 A	
自己資金	00, 000 A	
合計	000, 000 A	

2 支出の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
報償費(外部講師謝礼)	000,000	
消耗品費(用紙・インク代)	00,000	単価・個数等を記入してく
印刷製本費(ポスター・チラシ印刷)	000,000	ださい。書ききれない場合
通信運搬費(切手代)	00,000	は、別紙とすることも可能
使用料・賃借料(○○使用料)	00,000	です。
原材料費(○○代)	00,000	
合計	000, 000	

領収書・レシートは、支出項目ごとに整理しておいてください。

木更津市達第 号

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度木更津市協働のまちづくり活動 支援事業による支援金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

年 月 日

木更津市長

交付額確定通知書(第16号様式)を受け取った後に、提出してください。

第17号様式(第20条)

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付請求書

年 月 日

木更津市長様

フリガナ

団 体 名

所 在 地

連絡先

代表者氏名

印

年 月 日付け木更津市達第 号をもって交付の確定の通知を受けた 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付確定額
- 3 精算額 (うち、概算払済額
- 4 交付請求額
- 5 振込指定口座

交付請求額は、概算払を受けた場合、その額を引いた額を記入してください。概算払を受けていない場合、精算額と同額を記入してください。

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協 店名 支店 支所	
預 金 種 別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ	振込みは団体名義の口座に行います。口座名義が代表者以外の	場合は、委任
口座名義人	状を添付してください。	

第18号様式(第23第2項)

木更津市達第 号

団 体 名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金返還請求通知書

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付した 年度木更津市 協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由

年 月 日

木更津市長